



島根県報

平成23年9月30日（金）

号外 第 170 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正

（教育庁総務課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

本庁、教育庁本庁、県議会議務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の支出に関する事務（旅費に係るものを除く。）を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴い、次に掲げる規則の規定の整備をすることとした。

- (1) 島根県事務決裁規則
- (2) 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則
- (3) 知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則
- (4) 島根県議会の予算の執行に関する専決規則
- (5) 人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則
- (6) 島根県行政組織規則

2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

島根県事務決裁規則等の一部を改正する規則

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第1条 島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第11号中「こと」の次に「（旅費に係るものに限る。）」を加える。

別表第3 総務部の表に次のように加える。

総務事務センター	1 支出に関する事務（旅費に係るものを除く。）	(1) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること。
----------	-------------------------	--

(知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部改正)

第2条 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則（昭和46年島根県規則第78号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「を支出する」を「に関する」に改め、本則第3号中「交付、」を「交付決定、」に改め、本則第8号中「及び」の次に「旅費に係る」を加える。

(知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則の一部改正)

第3条 知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則（昭和46年島根県規則第79号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「を支出する」を「に関する」に改め、本則第3号中「交付、」を「交付決定、」に改め、本則第8号中「及び」の次に「旅費に係る」を加える。

(島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部改正)

第4条 島根県議会の予算の執行に関する専決規則（昭和49年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「こと」の次に「（旅費に係るものに限る。）」を加える。

(人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部改正)

第5条 人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則（昭和53年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「こと」の次に「（旅費に係るものに限る。）」を加える。

(島根県行政組織規則の一部改正)

第6条 島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項第5号中「収入及び」を削る。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年 9 月 30 日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

別表第3第8号中「こと」の次に「（旅費に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。